

証券コード 9254

2025年1月15日

(電子提供措置の開始日 2025年1月7日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番13号

株式会社ラバブルマーケティンググループ

代表取締役 林 雅 之

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://lmg.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総
会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2025年1月29日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上
げます。

敬 具

記

- | | | | |
|------|---|---|---------------------|
| 1. 日 | 時 | 2025年1月30日（木曜日） | 午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー 2F
トラストシティ カンファレンス 神谷町 Conference 1 | |

3. 目的事項 報告事項

1. 第11期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以 上

~~~~~  
(注)

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
4. ご出席の株主様向けお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。
5. 書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。
6. 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ・連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
  - ・株主資本等変動計算書及び個別注記表

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1          | はやし まさ ゆき<br>林 雅 之<br>(1972年3月6日) | 2008年11月 株式会社コムニコ 代表取締役<br>2014年7月 当社 代表取締役 (現任)<br>2016年6月 株式会社24-7 (現株式会社DXディライト)<br>取締役<br>2016年11月 一般社団法人SNSエキスパート協会 理事<br>(現任)<br>2017年3月 合同会社みやびマネージメント 代表社員<br>(現任)<br>2018年4月 株式会社24-7 (現株式会社DXディライト)<br>代表取締役<br>2022年6月 株式会社コムニコ 取締役 (現任)<br>2022年6月 株式会社24-7 (現株式会社DXディライト)<br>取締役 (現任)<br>2023年5月 DTK AD Co.,Ltd. 取締役 (現任)<br>2024年6月 LOVABLE MARKETING GROUP ASIA<br>SDN. BHD. 代表取締役 (現任)<br>2024年11月 株式会社ユニオンネット 取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社コムニコ 取締役<br>株式会社DXディライト 取締役<br>一般社団法人SNSエキスパート協会 理事<br>DTK AD Co.,Ltd. 取締役<br>LOVABLE MARKETING GROUP ASIA SDN. BHD. 代<br>表取締役<br>株式会社ユニオンネット 取締役 | 72,114株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2          | は せ がわ なお き<br>長谷川 直 紀<br>(1982年9月1日) | 2013年 4 月 株式会社コムニコ 入社<br>2014年10月 株式会社コムニコ 取締役<br>2018年 4 月 株式会社24-7 (現株式会社DXディライト)<br>取締役 (現任)<br>2018年 6 月 当社 執行役員 事業統括管掌<br>2022年 6 月 当社 取締役 (現任)<br>2022年 6 月 株式会社コムニコ 代表取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社コムニコ 代表取締役<br>株式会社DXディライト 取締役                                                                         | 25,500株          |
| 3          | う がわ た ろう<br>鵜 川 太 郎<br>(1976年1月14日)  | 2008年11月 株式会社コムニコ 取締役<br>2010年 7 月 株式会社オルトプラス 取締役<br>2014年 8 月 当社 取締役 (現任)<br>2015年 1 月 ALT PLUS VIETNAM Co., Ltd. President<br>2015年 4 月 株式会社SHIFT PLUS 取締役<br>2023年 4 月 株式会社プレイシンク 取締役<br>2024年 4 月 株式会社リルーデンス 代表取締役 (現任)<br>2024年 5 月 株式会社ABAL 社外取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社リルーデンス 代表取締役<br>株式会社ABAL 社外取締役 | 16,525株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 4          | まつもと こう いち<br>松 本 高 一<br>(1980年3月26日) | 2017年8月 株式会社アンビグラム 代表取締役（現任）<br>2017年9月 当社 取締役（現任）<br>2018年8月 株式会社アッピア 代表取締役（現任）<br>2019年12月 株式会社リチカ 社外監査役（現任）<br>2020年11月 株式会社フューチャーリンクネットワーク<br>社外監査役（現任）<br>2020年12月 株式会社揚羽 社外監査役（現任）<br>2021年6月 株式会社ギミック 社外監査役（現任）<br>2021年12月 株式会社マイホーム 社外監査役（現任）<br>2022年2月 株式会社KOLテクノロジーズ 社外取締役<br>（現任）<br>2023年4月 株式会社TOKYO BASE 社外取締役（監査<br>等委員）（現任）<br>2024年6月 株式会社Blue Meme 社外監査役（現任）<br>2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会<br>社 社外取締役（監査等委員）（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社アンビグラム 代表取締役<br>株式会社アッピア 代表取締役<br>AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 社外取締役<br>（監査等委員） | 3,600株           |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 林雅之氏は、LOVABLE MARKETING GROUP ASIA SDN. BHD.の代表取締役、株式会社コムニコ、株式会社DXディライト、DTK AD Co.,Ltd.、株式会社ユニオンネットの取締役であります。また、取締役候補者とした理由は、当社の創業者であり、創業以来一貫して当社及び当社グループの経営を主導してきた豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。
3. 長谷川直紀氏は、株式会社コムニコの代表取締役、株式会社DXディライトの取締役であります。また、取締役候補者とした理由は、当社の創業当時より、株式会社コムニコの取締役として事業に携わり、当社の主要事業における豊富な経験と知見を有することから、取締役として選任をお願いするものです。
4. 鵜川太郎氏は、社外取締役であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり上場企業の経営に携わり、グループ経営に関する相当程度の知見を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。
5. 松本高一氏は、社外取締役であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経営コンサルティングの経験及び管理業務に対する幅広い知見を有しており、その知見に基づき、当社のコーポレートガバナンスや内部統制システムに対する有益な助言を期待するためであります。
6. 鵜川太郎氏及び松本高一氏の両氏は、現に当社の社外取締役であり、在任年数は本総会終結の時をもって鵜川太郎氏は10年5ヶ月間、松本高一氏は7年4ヶ月間になります。
7. 鵜川太郎氏及び松本高一氏が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第

423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を継続する予定であります。

8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。本議案が原案通り承認され、取締役が就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、鵜川太郎氏及び松本高一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1          | さ さ や ま え い いち<br>佐々山 英 一<br>(1956年12月2日) | 1980年 1 月 中村与一税理士事務所入所<br>1982年 2 月 ローム株式会社入社<br>2007年 6 月 同社 取締役<br>2020年 7 月 当社 監査役(現任)<br>2020年 7 月 株式会社コムニコ 監査役(現任)<br>2020年 7 月 株式会社24-7 (現株式会社DXディライト)<br>監査役(現任)<br>2020年 7 月 一般社団法人SNSエキスパート協会 監事<br>(現任)<br>2020年12月 ビークルエナジージャパン株式会社 取締役<br>(監査等委員)<br>2022年 8 月 W2株式会社 社外監査役 (現任)<br>2022年12月 コアスタッフ株式会社 社外監査役 (現任)<br>2024年11月 株式会社ユニオンネット 監査役 (現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社コムニコ 監査役<br>株式会社DXディライト 監査役<br>一般社団法人SNSエキスパート協会 監事<br>W2株式会社 社外監査役<br>コアスタッフ株式会社 社外監査役 | 1,250株           |
| 2          | いま い とも かず<br>今 井 智 一<br>(1977年12月8日)     | 2010年12月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>栗林総合法律事務所入所<br>2016年 2 月 当社 監査役 (現任)<br>2017年 7 月 株式会社フィネスコンサルティング 代表取<br>締役(現任)<br>2018年 3 月 今井関口法律事務所開所 (現法律事務所 碧)<br>代表弁護士 (現任)<br>2021年 6 月 株式会社働楽ホールディングス 社外監査役<br>(現任)<br>2024年 3 月 株式会社 Kaizen Platform 社外監査役<br>(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>法律事務所 碧 代表弁護士<br>株式会社フィネスコンサルティング 代表取締役<br>株式会社働楽ホールディングス 社外監査役<br>株式会社Kaizen Platform 社外監査役                                                                                                         | 1,175株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)        | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3          | こ 小 谷 薫<br>(1981年9月12日) | 2005年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所<br>2012年 7 月 公認会計士登録<br>2012年 9 月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2016年10月 ベーカー＆マッケンジー法律事務所入所<br>2018年 4 月 ムンディファーマ株式会社入社<br>2020年 5 月 株式会社大丸松坂屋百貨店入社（J．フロント リテイリング株式会社出向） 財務戦略統括部 主計・税務部 主計担当<br>2021年 5 月 株式会社ディンプル 監査役<br>2024年 1 月 当社監査役（現任）<br>2024年11月 株式会社NEWONE 監査役（現任）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社NEWONE 監査役 | 一株               |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐々山英一氏は、上場企業において取締役経理本部長の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の業務執行体制について適切な監査を期待できることから、社外監査役としての選任をお願いするものです。
3. 今井智一氏は、弁護士資格を有しており、法律分野における豊富な経験と高い見識に基づき、当社の業務執行体制について適切な監査を期待できることから、社外監査役としての選任をお願いするものです。
4. 小谷薫氏は、公認会計士の資格を有しており、会計分野における豊富な経験、高い見識と知識に基づき、当社の業務執行体制について適切な監査が期待できることから、社外監査役としての選任をお願いするものです。
5. 佐々山英一氏、今井智一氏及び小谷薫氏は、現に当社の社外監査役であり、在任年数は本総会終結の時をもって佐々山英一氏は4年6ヶ月間、今井智一氏は8年11ヶ月間、小谷薫氏は1年0ヶ月間になります。
6. 議案が承認可決され、佐々山英一氏、今井智一氏及び小谷薫氏が選任された場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。本議案が原案通り承認され、監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、佐々山英一氏、今井智一氏及び小谷薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、当社取締役（社外取締役を含む）の業績向上に対する意欲や士気を喚起するインセンティブを付与することにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

#### 1. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月26日付定時株主総会において、賞与を含め1事業年度あたり年額100百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。以下、「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただいております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）。

このたび、取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を喚起するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の基本報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対し、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬を、年額12,450千円以内（うち、社外取締役については年額3,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）で支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案は、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当であると考えております。

報酬として付与される新株予約権の具体的な付与の時期及び割当数は、取締役会の決議により、上記報酬等の総額の範囲内で決定いたします。

ストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。

ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきまして、新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

また、本件のストック・オプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく対象取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込がなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

## 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の発行要項）

### （1）新株予約権の数

本定時株主総会開催日から1年以内に対象取締役割り当てる新株予約権の個数は77個を上限とする。

### （2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### （3）新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

### （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### （5）新株予約権を行使することができる期間

2026年2月1日から2035年1月31日（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

### （6）新株予約権の行使の条件

① 2025年10月期までの事業年度に係る調整後EBITDAが、200,000千円を超過した場合に行使することができる。なお、調整後EBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書等における営業利益に減価償却費、のれん償却費、株式報酬費用を加算した額とする。

② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

④ 新株予約権 1 個の一部行使は認めないものとする。

⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### (7) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (8) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### (9) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上

# 事業報告

(2023年11月 1 日から)  
(2024年10月31日まで)

当社は、前期より事業年度を毎年11月1日から10月31日までに変更しております。これに伴い、決算期変更の経過期間となる前期につきましては、2023年4月1日から2023年10月31日までの7ヶ月決算となるため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み、個人消費やインバウンド需要の回復によって、景気は緩やかな回復傾向が見られました。一方で、世界的なエネルギー資源や原材料の価格高騰、ウクライナ情勢の長期化、記録的な円安水準の影響等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが事業を展開するデジタルマーケティング領域におきましては、国内外の様々な影響を受けつつも、社会活動のデジタル化を背景に高い成長率を保っており、「2023年日本の広告費」（株式会社電通）によると、インターネット広告市場は前年比7.8%増の3兆3,330億円となりました。

このような状況の下、当社グループでは「運用支援」、「運用支援ツールの提供」、「教育」といった当社グループ独自のソリューションを強みに、企業のマーケティング活動を総合的に支援してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,161,867千円、営業利益は137,215千円、経常利益は147,883千円、親会社株主に帰属する当期純利益は72,605千円となりました。

セグメントごとの業績は以下の通りです。

#### (SNSマーケティング事業)

企業のSNSアカウントの戦略策定から開設、運用代行、キャンペーンの企画・運用、広告出稿、レポート作成、効果検証までサポートするSNSアカウント運用支援サービス、SNSマーケティングを効率化するSaaS型のSNS運用支援ツールの開発・提供をしております。また、これらのノウハウを活かしてコンテンツ開発をしたSNSエキスパート検定講座の提供をしております。

当連結会計年度におきまして、(株)コムニコでは、拡大を続ける縦型・短尺動画への対応のため、TikTokに特化した専門チームの設置やSNS運用効率化ツール「comnico Marketing Suite（コムニコ マーケティングスイート）」の機能改善によるサービス拡充や、業務提携による販路拡大、生成AIの活用による業務効率の向上に努めてまいりました。

(株)ジソウでは、SNS運用における自走支援の他、Map Engine Optimization（マップ

エンジン最適化) を支援する生成AI機能を搭載したGoogleビジネスプロフィール管理ツール「ジソウマップ」の販売開始や宿泊施設の集客を支援するOTA (Online Travel Agent) 運用支援サービスを開始し、累計支援企業数は40社を超えました。

タイを拠点に東南アジアでマーケティング事業を展開する「DTK AD Co.,Ltd.」では、地方自治体からのインバウンドプロモーションの受注やインフルエンサーマーケティングツール「Astream」の販売を伸ばしております。

(社)SNSエキスパート協会では、検定講座の提供に加え、昨今の青少年がSNSの利用により、投稿の炎上や犯罪に巻き込まれるケースが頻発化する社会状況への対策として、青少年が正しく安全にSNSの利用ができるように啓発する教育プログラムの提供を開始いたしました。また、「SNSエキスパート検定 (初級・上級)」と「SNSリスクマネジメント検定」の受講者数が、累計6,000人を突破いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高(「セグメント間の内部売上高又は振替高」を含まない外部顧客への売上高 (以下同じ) )は2,058,336千円、セグメント利益は606,281千円となりました。

#### (DX支援事業)

マーケティングオートメーション、営業支援システム、顧客管理システムに加え、販売管理などバックオフィス領域の支援を開始しました。これにより、フロントオフィスからバックオフィスまで一気通貫で支援できる体制とし、Salesforceの運用サポートサービスの拡充と顧客開拓に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は103,531千円、セグメント損失は7,609千円となりました。

## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、主に運転資金として、金融機関からの借入により558,520千円の資金調達を行いました。

## (3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

#### (4) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 8 期<br>(2022年3月期) | 第 9 期<br>(2023年3月期) | 第 10 期<br>(2023年10月期) | 第 11 期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年10月期) |
|------------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                   | 1,388,119           | 1,653,701           | 1,025,381             | 2,161,867                          |
| 経 常 利 益 (千円)                 | 187,309             | 79,905              | 25,456                | 147,883                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (千円) | 91,218              | 44,355              | 9,785                 | 72,605                             |
| 1 株当たり当期純利益 (円)              | 73.42               | 31.46               | 6.76                  | 52.78                              |
| 総 資 産 (千円)                   | 1,326,441           | 1,411,440           | 1,405,452             | 1,726,666                          |
| 純 資 産 (千円)                   | 464,444             | 552,758             | 574,574               | 306,139                            |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)          | 318.97              | 369.10              | 381.66                | 213.45                             |

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算定しております。
2. 第10期につきましては、事業年度変更の経過期間となることから、2023年4月1日から2023年10月31日までの7ヶ月間となっております。

## (5) 対処すべき課題

### ① 当社グループ及びサービスの認知度向上

当社グループの提供するサービスは、社会活動のデジタル化を背景に重要性が高まっていくと思われ、当社グループの「運用支援」及び「運用支援ツールの提供」、「教育」を3本柱としたサービスを新規顧客へ提供することで当社グループの競争力を高めることができると考えており、積極的な広報活動に加え、マーケティング活動の強化を行ってまいりました。今後もマーケティングの実施体制を充実させ、分析・効果検証による改善の実施、アライアンスによる顧客接点の創出、事例発信の強化、ナーチャリングの強化等についても取り組んでまいります。

### ② 優秀な人材の確保と教育体制の強化

当社グループは、今後の事業拡大に伴い、経営理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育、育成を進めながら、業務環境や福利厚生の改善により採用した人材の離職率の低減を図ってまいります。

### ③ グループ経営の強化

当社グループは、2024年10月31日時点において、6社の連結子会社を保有しております。グループ内各事業のシナジー効果を最大限発揮し、グループ全体の事業成長を最大化させるために、効率的に経営資源の活用を行ってまいります。

### ④ 事業提携、企業買収への積極的な取り組み

当社グループが持続的且つ非連続的な成長を実現するためには、既存事業の安定的成長の他、次の成長を担う事業の創出及び拡大が必要不可欠であると考えております。そのためには、自社による事業開発のみならず、事業提携やM&A等により新たな事業・サービスへの投資を実行することで、成長への挑戦を進めてまいります。既存事業の収益や借入金のバランス等を勘案しながら許容できるリスクを考慮し、投資判断をしてまいります。

### ⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。業務の適正及び財務諸表の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう、一層の内部管理体制の整備、運用の強化を図ってまいります。

## (6) 主要な事業内容 (2024年10月31日現在)

当連結会計年度末において、当社グループは当社と連結子会社6社により構成されており、SNSマーケティングを中心とした、コンサルティング支援、SaaSプロダクトの開発及び販売を行う「SNSマーケティング事業」、「DX支援事業」を行っております。

## (7) 主要な営業所 (2024年10月31日現在)

|     |       |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |
|-----|-------|

## (8) 従業員の状況 (2024年10月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減数 |
|---------|--------------|
| 187名    | 14名増         |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者、退職者を除く。）であり、従業員兼務役員を含みます。  
2. 従業員数には、パート・派遣社員は含まれておりません。

### ② 当社従業員の状況

| 従 業 員 数 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|---------|--------|
| 20名     | 40.0歳   | 3.5年   |

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者、退職者を除き、子会社から当社への出向者を含む。）であります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金    | 議決権比率 | 主な事業内容       |
|-------------------|----------|-------|--------------|
| 株式会社コムニコ          | 11,750千円 | 100%  | SNSマーケティング事業 |
| 株式会社DXディライト       | 9,000千円  | 100%  | DX支援事業       |
| 一般社団法人SNSエキスパート協会 | －        | －     | SNSマーケティング事業 |
| DTK AD Co.,Ltd.   | 32,320千円 | 49%   | SNSマーケティング事業 |
| 株式会社ジソウ           | 5,000千円  | 100%  | SNSマーケティング事業 |

## (10) 主要な借入先の状況（2024年10月31日現在）

| 借 入 先        | 借 入 残 高   |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 335,490千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 325,000千円 |
| 株式会社りそな銀行    | 161,108千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 62,516千円  |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 33,330千円  |
| 日本生命保険相互会社   | 30,000千円  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 19,280千円  |

2. 株式の状況

|            |            |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,725,100株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,446,775株 |
| ③ 株 主 数    | 986名       |
| ④ 大 株 主    |            |

| 株 主 名                                                   | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------|----------|---------|
| 合同会社みやびマネージメント                                          | 342,450株 | 28.0%   |
| 各務 正人                                                   | 132,600  | 10.8    |
| 株式会社日比谷コンピュータシステム                                       | 131,900  | 10.8    |
| 林 雅之                                                    | 72,114   | 5.9     |
| 株式会社DMM. c o m証券                                        | 71,100   | 5.8     |
| K G I A S I A L I M I T E D - C L I E N T A C C O U N T | 50,300   | 4.1     |
| 横山 隆治                                                   | 39,375   | 3.2     |
| 長谷川 直紀                                                  | 25,500   | 2.1     |
| 株式会社S B I 証券                                            | 20,500   | 1.7     |
| 青木 達也                                                   | 19,000   | 1.6     |

(注) 1. 当社は自己株式を222,500株保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
2. 持株比率は自己株式（222,500株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第2回新株予約権                                      | 第7回新株予約権                                  |
|------------------------|-------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2018年5月16日                                    | 2024年1月26日                                |
| 新株予約権の数                |                   | 1,800個                                        | 28個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 45,000株<br>(新株予約権1個当たり 25株)              | 普通株式 2,800株<br>(新株予約権1個当たり 100株)          |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 無償                                            | 有償                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 22,225円<br>(1株当たり 889円)            | 新株予約権1個当たり 143,702円<br>(1株当たり 1,437.02円)  |
| 新株予約権等の行使期間            |                   | 2020年5月17日から<br>2028年4月23日まで                  | 2025年2月1日から<br>2034年1月31日まで               |
| 新株予約権の行使条件             |                   | 当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。   | 同左                                        |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,300個<br>目的となる株式数 32,500株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 22個<br>目的となる株式数 2,200株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 500個<br>目的となる株式数 12,500株<br>保有者数 2名   | 新株予約権の数 6個<br>目的となる株式数 600株<br>保有者数 2名    |
|                        | 監査役               | —                                             | —                                         |

- (注) 1. 2020年3月24日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 第2回新株予約権において、取締役（社外取締役を除く）1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
3. 第7回新株予約権において、新株予約権の発行に際し、払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込みはありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |                    |                                             |
|------------------------|--------------------|---------------------------------------------|
|                        |                    | 第7回新株予約権                                    |
| 発行決議日                  |                    | 2024年1月26日                                  |
| 新株予約権の数                |                    | 58個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                    | 普通株式 5,800株<br>(新株予約権1個当たり 100株)            |
| 新株予約権の払込金額             |                    | 有償                                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                    | 新株予約権1個当たり 143,702円<br>(1株当たり 1,437.02円)    |
| 新株予約権等の行使期間            |                    | 2025年2月1日から<br>2034年1月31日まで                 |
| 新株予約権の行使条件             |                    | 当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。 |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人<br>(当社役員を除く) | 新株予約権の数 12個<br>目的となる株式数 1,200株<br>交付者数 1名   |
|                        | 子会社の役員及び使用人        | 新株予約権の数 46個<br>目的となる株式数 4,600株<br>交付者数 6名   |

(注) 1. 第7回新株予約権において、新株予約権の発行に際し、払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込みはありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年10月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                   |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 林 雅 之   | 株式会社コムニコ 取締役<br>株式会社DXディライト 取締役<br>一般社団法人SNSエキスパート協会 理事<br>DTK AD Co.,Ltd. 取締役<br>LOVABLE MARKETING GROUP ASIA SDN. BHD. 代表取締役 |
| 取 締 役     | 長谷川 直 紀 | 株式会社コムニコ 代表取締役<br>株式会社DXディライト 取締役                                                                                              |
| 取 締 役     | 鵜 川 太 郎 | 株式会社リルーデンス 代表取締役<br>株式会社ABAL 社外取締役                                                                                             |
| 取 締 役     | 松 本 高 一 | 株式会社アンビグラム 代表取締役<br>株式会社アップピア 代表取締役<br>AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）                                                      |
| 常 勤 監 査 役 | 佐々山 英 一 | 株式会社コムニコ 監査役<br>株式会社DXディライト 監査役<br>一般社団法人SNSエキスパート協会 監事<br>W2株式会社 社外監査役<br>コアスタッフ株式会社 社外監査役                                    |
| 監 査 役     | 今 井 智 一 | 法律事務所 碧 代表弁護士<br>株式会社フィネスコンサルティング 代表取締役<br>株式会社働楽ホールディングス 社外監査役<br>株式会社Kaizen Platform 社外監査役                                   |
| 監 査 役     | 小 谷 薫   |                                                                                                                                |

- (注) 1. 取締役鵜川太郎、取締役松本高一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役佐々山英一、監査役今井智一、監査役小谷薫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役今井智一氏は、弁護士の資格を有しており、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役小谷薫氏は、公認会計士資格を有しており、会計分野における豊富な経験、高い見識と知識を有しております。
5. 当社と社外取締役の鵜川太郎及び松本高一の両氏、監査役の佐々山英一、今井智一及び小谷薫の3氏は、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
6. 2024年1月26日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、小田香織氏は監査役を辞任いたしました。
7. 社外取締役の鵜川太郎及び松本高一の両氏、監査役の佐々山英一、今井智一及び小谷薫の3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約内容の概要

当社は、保険会社との間で当社グループ全ての役員、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、その保険料は全額当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分               | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円）     |                |                   |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|----------------|-------------------|-------|-----------------------|
|                    |                    | 固定報酬               | 非金銭報酬等         | 業績連動<br>報酬等       | 退職慰労金 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 67,612<br>(13,746) | 49,800<br>(12,000) | 3,017<br>(646) | 14,795<br>(1,100) | —     | 4<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 20,175<br>(20,175) | 19,350<br>(19,350) | —              | 825<br>(825)      | —     | 4<br>(4)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 87,787<br>(33,921) | 69,150<br>(31,350) | 3,017<br>(646) | 15,620<br>(1,925) | —     | 8<br>(6)              |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は4名（うち社外取締役2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名です。
4. 取締役及び常勤監査役の職務遂行が、会社の持続的成長及び企業価値の向上に資するものであることを踏まえ、業績連動報酬を導入することで、これらの目標達成に対する意識を一層高めることを目的とし、取締役及び常勤監査役に対して、業績連動報酬として現金賞与を支給しております。業績連動報酬の算定方法は、連結営業利益を基本指標として役位別に基準額を設定し、基準額にその年度の各取締役及び常勤監査役の貢献度を加味して支給しております。当該指標とした理由は、業績連動報酬は単年度の業績の達成度に対する報酬と位置づけており、評価する指標として適切であると考えているためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る定量評価の基準である連結営業利益の実績は137,215千円となりました。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は「3. 新株予約権の状況 ① 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載の通りであります。
6. 上記には、当事業年度中に退任した監査役1名を含んで記載しております。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、取締役の個人別の報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役）に一任いたします。

取締役会の議長（代表取締役）は、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた固定報酬を決定する権限を有しております。その氏名及び地位は以下の通りです。

代表取締役 林 雅之

取締役会の議長（代表取締役）に本権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役）が最も適していると判断したためであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役鶴川太郎氏は、株式会社リルーデンスの代表取締役、株式会社ABALの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役松本高一氏は、株式会社アンビグラム及び株式会社アップシアの代表取締役、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役佐々山英一氏は、株式会社コムニコ及び株式会社DXディライトの監査役、W2株式会社及びコアスタッフ株式会社の社外監査役、一般社団法人SNSエキスパート協会の監事であります。株式会社コムニコ、株式会社DXディライト及び一般社団法人SNSエキスパート協会は当社の連結子会社であります。なお、当社とその他兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役今井智一氏は、弁護士であり、法律事務所 碧の代表弁護士、株式会社フィネスコンサルティングの代表取締役、株式会社働楽ホールディングス、株式会社Kaizen Platformの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 役職名 | 氏 名     | 発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                   |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 鵜 川 太 郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                         |
| 取締役 | 松 本 高 一 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。管理業務への幅広い知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                  |
| 監査役 | 佐々山 英 一 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。常勤監査役としての業務執行、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。     |
| 監査役 | 今 井 智 一 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。    |
| 監査役 | 小 谷 薫   | 監査役就任後に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査役会10回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

三優監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額          | 25,590千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,590千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するための体制及び財務報告の信頼性を確保するための体制を構築・整備し、運用していくための基本方針である内部統制システムに関する基本方針を制定しております。なお、基本方針の概要は以下の通りです。

**(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社グループは、コンプライアンスを統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。
- ② 全ての役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに、取締役会の下、組織されるコンプライアンス委員会を設置し、ビジネスルール遵守を周知徹底する体制を整備する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。また、問題の未然防止、早期発見、早期解決のため「コンプライアンス管理規程」に「内部通報制度」を定める。

**(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ② 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

**(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 社内諸規程に基づき業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じた業務運営を行うことによりリスク管理を行う体制を構築する。
- ② リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程を整備する。リスク管理規程に基づき、代表取締役及びコーポレート本部はリスクの発生に備え、発生時に即時に対応できる体制を策定し、当社グループ全体に周知する。

**(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために下記を実施する。

- ① 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、取締役会の運営のため「取締役会規程」を定める。
- ② 取締役会の効率的な運営に資することを目的として、取締役及び執行役員等の職務分掌を定める。また、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。

**(5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社グループは、関係会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」を定める。
- ② 当社のコンプライアンス委員会は、当社グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。
- ③ 当社グループの内部監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、関係会社各社の監査を実施又は統括し、各関係会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

**(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社グループの各部門及び関係会社各社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する体制**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

**(8) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び執行役員は、取締役会及び監査役会において定期的にその担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 取締役及び使用人は、当社グループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、法令及び社内規程に基づき直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の重要な書類を閲覧する。
- ④ 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

### **(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、その他の重要な会議への出席や稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- ② 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を確保する。
- ③ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務に関して支払の請求があった場合には速やかに支払いを行うものとする。

### **(10) 反社会的勢力の排除に関する体制**

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、コーポレート本部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

## **7. 剰余金の配当等に関する方針**

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

2024年10月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,464,579	I 流動負債	885,678
現金及び預金	986,413	買掛金	49,477
売掛金	362,245	短期借入金	200,000
電子記録債権	5,600	1年内返済予定の長期借入金	234,866
契約資産	18,102	未払金	201,668
仕掛品	38,318	未払法人税等	86,374
未収還付法人税等	12,576	未払消費税等	55,358
その他	45,289	契約負債	22,910
貸倒引当金	△3,966	その他	35,024
II 固定資産	262,086	II 固定負債	534,847
1. 有形固定資産	51,778	長期借入金	531,858
建物	27,206	その他	2,989
工具、器具及び備品	21,189	負債合計	1,420,526
その他	3,382	純資産の部	
2. 無形固定資産	73,829	I 株主資本	258,543
のれん	69,196	1. 資本金	50,000
ソフトウェア	4,408	2. 資本剰余金	405,607
その他	225	3. 利益剰余金	160,783
3. 投資その他の資産	136,478	4. 自己株式	△357,847
投資有価証券	44,510	II その他の包括利益累計額	2,772
敷金	45,895	為替換算調整勘定	2,772
繰延税金資産	45,834	III 新株予約権	9,268
その他	238	IV 非支配株主持分	35,555
資産合計	1,726,666	純資産合計	306,139
		負債純資産合計	1,726,666

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2023年11月1日
至 2024年10月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,161,867
売上原価		1,033,708
売上総利益		1,128,158
販売費及び一般管理費		990,943
営業利益		137,215
営業外収益		
受取利息	291	
為替差益	11,480	
受取手数料	4,153	
その他	2,451	18,377
営業外費用		
支払利息	7,269	
その他	439	7,708
経常利益		147,883
税金等調整前当期純利益		147,883
法人税、住民税及び事業税	93,259	
法人税等調整額	△22,528	70,731
当期純利益		77,152
非支配株主に帰属する当期純利益		4,547
親会社株主に帰属する当期純利益		72,605

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年11月 1 日から
2024年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	287,826	262,376	△6,417	－	543,785
当 期 変 動 額					
減 資	△237,826	237,826			－
欠 損 填 補		△94,595	94,595		－
自 己 株 式 の 取 得				△357,847	△357,847
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			72,605		72,605
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純 額)					－
当 期 変 動 額 合 計	△237,826	143,231	167,200	△357,847	△285,242
当 期 末 残 高	50,000	405,607	160,783	△357,847	258,543

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	8,389	8,389	－	22,399	574,574
当 期 変 動 額					
減 資					－
欠 損 填 補					－
自 己 株 式 の 取 得					△357,847
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					72,605
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純 額)	△5,617	△5,617	9,268	13,156	16,807
当 期 変 動 額 合 計	△5,617	△5,617	9,268	13,156	△268,434
当 期 末 残 高	2,772	2,772	9,268	35,555	306,139

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

自 2023年11月 1 日
至 2024年10月31日

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称

株式会社コムニコ

株式会社DXディライト

株式会社ジソウ

一般社団法人SNSエキスパート協会

DTK AD Co.,Ltd.

LOVABLE MARKETING GROUP ASIA SDN. BHD.

なお、LOVABLE MARKETING GROUP ASIA SDN. BHD.については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

SOCIAL MEDIA MARKETING TRADE ASSOCIATION

株式会社BLUNETTE

合同会社connect blue

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

SOCIAL MEDIA MARKETING TRADE ASSOCIATION

株式会社BLUNETTE

合同会社connect blue

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社3社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

DTK AD Co.,Ltd.の決算日は12月31日ではありますが、連結計算書類の作成に当たっては7月31日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。なお、当該仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

－ 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

－ 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産は除く)

－ 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 5年～20年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産

－ 定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア 5年(社内における利用可能期間)
(自社利用)

リース資産

－ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

－ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準
収益の計上基準

ー ①SNSアカウント運用支援

当社の連結子会社である株式会社コムニコ、株式会社ジソウ、DTK AD Co.,Ltd. が提供している「SNSアカウント運用支援」事業は、顧客に対して企業のSNSアカウントの戦略策定からアカウント開設、運用代行、コンテンツ制作、キャンペーンの企画・運用、広告出稿、レポート作成、効果検証までワンストップでサービスを提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②SaaS型SNS運用支援ツール

当社の連結子会社である株式会社コムニコが提供している「SaaS型SNS運用支援ツール」事業は、顧客のSNSマーケティングの運用を効率化するためのツールを提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、顧客との間に締結した役務提供期間にわたってシステムへのアクセス環境を提供する契約については契約期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を計上しております。顧客のニーズに応じてサービスの使用権を提供する契約については、サービスの使用権を提供することにより履行義務が充足されるものであることから、当該サービスが使用された時点で、収益を計上しております。

③人材教育

当社の連結子会社である一般社団法人SNSエキスパート協会が提供している「人材教育サービス」事業は、顧客にSNSに関するノウハウやリスク対策を体系化した検定講座を提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④DX支援

当社の連結子会社である株式会社DXディライトが提供している「DX支援」事業は、マーケティングオートメーション、営業支援システム、顧客管理システムの3つのクラウドサービスを用いて、顧客の経営課題に沿った戦略策定やプロセスの設計、最適なテクノロジーの選定、運用サポートまでワンストップで支援しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、準委任契約では成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、請負契約では、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、プロジェクトの見積総原価又は見積総工数に対する発生原価又は発生工数の割合（インプット法）で合理的に見積り、その進捗度に基づいて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間（５年）で均等償却することとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」、「印税収入」、「講演料等収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度において「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 69,196千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。

減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識することとしております。

② 主要な仮定

のれんは事業計画に基づく投資の回収期間における将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、当該事業計画の主要な仮定は顧客獲得数、売上単価、及び売上総利益率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

会計上の見積り固有の不確実性からキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類においてのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 30,171千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普 通 株 式	1,446,775株	－株	－株	1,446,775株

2. 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普 通 株 式 (注)	－株	222,500株	－株	222,500株

(注) 普通株式の自己株式数の増加222,500株は、特定の株主からの買取82,500株、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付140,000株によるものであります。

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 90,000株

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については、金融機関からの借入、増資等により実行しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の社内規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

未収還付法人税等は、概ね1年以内の回収期日であります。

敷金は主に本社の賃貸借契約によるものであり、当契約先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は概ね3ヵ月以内の支払期日であります。また、外貨建営業債務は為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利による借入は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一部の連結子会社において当座貸越契約を締結することにより、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年10月31日における連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については次の通りであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「電子記録債権」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (1年内返済予定含む)	766,724	766,675	△48
負債計	766,724	766,675	△48

(注) 1.市場価格がない金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	44,510
敷金	45,895

これらについては市場価格がないことから、上記には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

8. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	SNSマーケティング事業	DX支援事業	計	
SNSアカウント運用支援	1,629,544	－	1,629,544	1,629,544
SaaS型SNS運用支援ツール	414,018	－	414,018	414,018
人材教育	14,773	－	14,773	14,773
DX支援	－	103,531	103,531	103,531
顧客との契約から生じる収益	2,058,336	103,531	2,161,867	2,161,867
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	2,058,336	103,531	2,161,867	2,161,867

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等 (単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	355,752
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	367,845
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	18,102
契約負債（期首残高）	35,306
契約負債（期末残高）	22,910

契約資産は、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断した契約について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識された収益の対価に対する権利であります。

契約負債は、契約に基づいて顧客から受け取った前受金であります。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は35,306千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	213円45銭
1株当たり当期純利益	52円78銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2024年8月5日開催の取締役会において、株式会社ユニオンネット（以下「ユニオンネット」といいます。）の発行済株式の100.0%を取得して連結子会社化することについて決議し、2024年11月1日付で株式譲渡契約を締結し、全株式を取得いたしました。

1. 本件の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ユニオンネット

事業の内容：Webサイト制作

(2) 企業結合を行った主な理由

この度、当社が株式を取得することを決定したユニオンネットは、コーポレートサイトをはじめとするWebサイトの企画や制作、Web広告運用等のマーケティング支援、Webコンサルティングを強みとしており、特に学校や教育関連企業との取引実績が多数あります。出生数低下による人口減少が著しい日本では、教育産業市場において対象者獲得や人材採用の課題があり、集客施策は各学校・企業におけるニーズが高いと考えます。特に学生等が情報収集源として活用するSNSは非常に重要で、SNSマーケティング事業を主軸とする当社との親和性は極めて高いものであると考えた結果、今般の子会社化の運びとなりました。

今回、ユニオンネットをグループに迎えることで、顧客のマーケティングプロセスにおける課題解決やサービス拡充による顧客満足度の向上に貢献いたします。加えて、相互顧客へのアップセル・クロスセルにおける顧客単価、顧客数の増加が見込まれ、既存事業であるSNSマーケティング事業、DX支援事業の拡大に大きく寄与するものと考えております。

以上のように、ユニオンネットの連結子会社化が当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、子会社化することを決定いたしました。

(3) 企業結合日

株式取得日：2024年11月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	125,000千円
取得原価		125,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用 2,600千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

(新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行)

当社は、2024年9月18日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. 株式会社ラバブルマーケティンググループ 第8回新株予約権

(1)新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社役員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社及び子会社の取締役並びに執行役員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 100,000株

(3)新株予約権の発行価額

本新株予約権1個あたりの発行価額は、3,692円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関であるあいわAdvisory株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額で決定したものである。

(4)新株予約権の総数

1,000個 (新株予約権1個あたりの目的となる株式数 100株)

(5)新株予約権の割当を受ける者

当社取締役 2名 800個

当社執行役員 1名 100個

当社子会社取締役 1名 100個

(6)新株予約権を行使することができる期間

2024年11月18日から2029年11月17日まで

(7)新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日前営業日である2024年9月17日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,637円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

(8)新株予約権の割当日

2024年11月18日

(9)新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満了日までに行使しなければならないものとし、新株予約権者の主体的な放棄や退職により当該行使義務を回避することはできないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

11. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

2024年10月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	488,347	I 流動負債	267,890
現金及び預金	417,450	1年内返済予定の長期借入金	195,288
営業未収入金	33,096	未払金	59,109
前払費用	17,882	未払費用	7,896
未収還付法人税等	3,085	未払法人税等	290
その他	16,831	預り金	4,509
II 固定資産	341,788	その他	797
1. 有形固定資産	44,447	II 固定負債	477,759
建物	24,881	長期借入金	474,770
工具、器具及び備品	16,183	その他	2,989
その他	3,382	負債合計	745,650
2. 無形固定資産	4,154	純資産の部	
ソフトウェア	4,154	I 株主資本	75,217
3. 投資その他の資産	293,186	1. 資本金	50,000
投資有価証券	44,510	2. 資本剰余金	421,706
関係会社株式	76,890	資本準備金	50,000
敷金	41,798	その他資本剰余金	371,706
関係会社長期貸付金	225,000	3. 利益剰余金	△38,641
繰延税金資産	29,580	その他利益剰余金	△38,641
その他	60	繰越利益剰余金	△38,641
貸倒引当金	△124,652	4. 自己株式	△357,847
資産合計	830,136	II 新株予約権	9,268
		純資産合計	84,486
		負債純資産合計	830,136

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2023年11月 1 日
至 2024年10月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		416,880
営 業 費 用		458,856
営 業 損 失 (△)		△41,976
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,259	
そ の 他	101	3,361
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,921	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	24,652	
そ の 他	256	27,831
経 常 損 失 (△)		△66,446
特 別 利 益		
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	14,670	14,670
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△51,776
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	289	
法 人 税 等 調 整 額	△13,424	△13,134
当 期 純 損 失 (△)		△38,641

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2023年11月 1 日
至 2024年10月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	287,826	278,475	－	278,475	△94,595	△94,595	－	471,706
当 期 変 動 額								
減 資	△237,826	△228,475	466,302	237,826				－
欠 損 填 補			△94,595	△94,595	94,595	94,595		－
自 己 株 式 の 取 得							△357,847	△357,847
当 期 純 損 失 (△)					△38,641	△38,641		△38,641
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								－
当 期 変 動 額 合 計	△237,826	△228,475	371,706	143,231	55,953	55,953	△357,847	△396,489
当 期 末 残 高	50,000	50,000	371,706	421,706	△38,641	△38,641	△357,847	75,217

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	－	471,706
当 期 変 動 額		
減 資		－
欠 損 填 補		－
自 己 株 式 の 取 得		△357,847
当 期 純 損 失 (△)		△38,641
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	9,268	9,268
当 期 変 動 額 合 計	9,268	△387,220
当 期 末 残 高	9,268	84,486

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

自 2023年11月 1 日
至 2024年10月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

－ 移動平均法による原価法

其他有価証券

－ 移動平均法による原価法

市場価格のない株式等

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

－ 定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産

－ 定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）
（自社利用）

リース資産

－ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

－ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

経営指導料

- ー 当社の収益は、子会社からの経営指導料となります。経営指導料については、当社の子会社に対し経営・管理等の指導を契約期間にわたって継続的に提供することを履行義務としており、契約に基づく金額を各月で算出し収益を認識しております。

配当金収入

- ー 当社の子会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。配当金収入については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日企業会計基準委員会）等の範囲に含まれる金融商品に係る取引であるため、顧客との契約から生じる収益の対象外となります。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

DTK AD Co.,Ltd.に対する貸付金の評価

(1) 当事業年度中に計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金	100,000千円
-----------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

関係会社長期貸付金の評価において、財務内容に問題があり、過去の経営成績又は将来の事業計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性がある場合には、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

② 主要な仮定

関係会社長期貸付金の評価は、当該関係会社の事業計画及び返済計画を基礎としており、事業計画及び返済計画は顧客獲得数、売上単価、及び売上総利益率を主要な仮定として策定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

不確実性の高い環境下にあり、見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の損益が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物	5,658千円
工具、器具及び備品	10,672千円
その他	241千円

保証債務

以下の子会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社コムニコ	41,970千円
----------	----------

関係会社に対する債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	43,750千円
短期金銭債務	2,989千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	366,480千円
営業費用	4,650千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	3,229千円
------	---------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式 (注)	－株	222,500株	－株	222,500株

(注) 普通株式の自己株式数の増加222,500株は、特定の株主からの買取82,500株、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付140,000株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	21,623千円
減価償却超過額	367千円
関係会社株式評価損	67,903千円
貸倒引当金	43,129千円
寄付修正	35,181千円
監査報酬否認	6,586千円
その他	6,387千円
繰延税金資産小計	181,178千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△150,532千円
評価性引当額小計	△150,532千円
繰延税金資産合計	30,646千円

繰延税金負債

未収還付事業税	1,066千円
繰延税金負債合計	1,066千円
繰延税金資産純額	29,580千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株 主	株式会社 日比谷コ ンピュー タシステ ム	被所有 直接10.7%	—	自己株式の取得 (注1)	357,847	—	—

(注) 自己株式の取得は、2024年1月26日開催の株主総会決議の決議に基づき、特定の株主からの普通株式82,500株を1株当たり1,507円で取得しております。

また2024年9月13日開催の取締役会決議に基づき、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により140,000株を1株当たり1,668円で取得しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 コムニコ	所有 直接100%	経営管理業務の受託 配当金の受取 債務の保証 役員の兼任	経営管理業務の受託 (注1)	349,080	営業未収入金	31,999
				配当金の受取	50,400	—	—
				債務保証 (注3)	41,970	—	—
子会社	株式会社 DXディラ イト	所有 直接100%	利息の受取 資金の貸付 経営管理業務の受託 役員の兼任	利息の受取 (注2)	1,754	その他流動資産 (未収利息)	1,209
				資金の貸付 (注2)	25,000	関係会社長期貸付金	125,000
子会社	株式会 社 ジソウ	所有 直接100%	経営管理業務の受託	経営管理業務の受託 (注1)	13,200	営業未収入金	737
子会社	DTK AD Co.,Ltd.	所有 直接49%	経営管理業務の受託 利息の受取 資金の貸付 役員の兼任	経営管理業務の受託 (注1)	3,000	営業未収入金	250
				利息の受取 (注2)	1,475	その他流動資産 (未収利息)	848
				資金の貸付 (注2)	—	関係会社長期貸付金	100,000

(注) 1. 価格その他の取引条件は毎期交渉のうえ、決定しております。

2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

3. 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	61円44銭
1株当たり当期純損失（△）	28円09銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「10.重要な後発事象に関する注記」に記載の「(取得による企業結合)」、「(新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

12. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月24日

株式会社ラバブルマーケティンググループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 川村 啓文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラバブルマーケティンググループの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラバブルマーケティンググループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月24日

株式会社ラバブルマーケティンググループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 川村 啓文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラバブルマーケティンググループの2023年11月1日から2024年10月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月24日

株式会社ラバブルマーケティンググループ

常勤監査役（社外監査役）	佐々山 英 一	㊞
社外監査役	今 井 智 一	㊞
社外監査役	小 谷 薫	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

日時

2025年1月30日（木曜日）午前10時

会場

東京都港区虎ノ門4-1-1

神谷町トラストタワー2F トラストシティ カンファレンス 神谷町 Conference 1

電話 03-6381-5291



交通

東京メトロ日比谷線

「神谷町駅」直結

メトロシティ神谷町(4a/4b方面)
を經由、東京ワールドゲート連絡
通路直結



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採
用しています。